

令和7年度 春の全国交通安全運動 川崎市実施要綱

4月6日（日）から15日（火）までの10日間
〔 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木） 〕

目 的

入学や進級を迎える4月以降は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。そこで、こどもたちをはじめ、すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

ス ロ ー ガ ン

- ◎ 新入学児童・園児を交通事故から守ろう
- ◎ かわさきは 安全・安心 まもるまち

運 動 の 重 点

- (1) こどもをはじめとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

★令和6年中の各種事故発生状況

	全事故				自転車関係				二輪車関係				高齢者関係			
	件数		死者数		件数		死者数		件数		死者数		件数		死者数	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
川崎区	579	+20	2	-7	230	+4	0	-2	131	+24	0	-1	171	+0	0	+0
幸区	274	+13	1	-4	111	+18	0	-1	84	+12	1	+1	95	+12	0	-3
中原区	412	+79	0	-2	187	+47	0	+0	118	+24	0	+0	126	+17	0	+0
高津区	472	+19	1	-1	148	-4	0	-1	143	+7	0	-1	140	+1	1	+0
宮前区	389	+11	6	+5	88	+1	1	+1	131	+19	3	+3	136	+30	1	-1
多摩区	344	-75	0	-1	121	-20	0	+0	103	-41	0	-1	108	-28	0	+0
麻生区	347	-3	0	-2	99	-3	0	+0	95	-9	0	+0	123	+6	0	+0
全市計	2,817	+64	10	-12	984	+43	1	-3	805	+36	4	+1	899	+38	2	-4

川崎市交通安全対策協議会

運動の重点に関する主な推進事項

1 こどもをはじめとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

- ☆ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ☆ 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ☆ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ☆ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- ☆ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- ☆ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ☆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- ☆ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- ☆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進



2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- ☆ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- ☆ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ☆ 夜間の対向車や先行車がいなかった状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- ☆ 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- ☆ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ☆ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ☆ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進



3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- ☆ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ☆ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- ☆ 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ☆ 道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）により、令和 6 年 11 月 1 日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- ☆ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進



4 二輪車の交通事故防止

- ☆ 二輪車の特性の周知及びあごひもは緩みなくしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ☆ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進



各季の運動の取組事項

【家庭】

- ☆ 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合しましょう。
- ☆ 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- ☆ 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し、反射材用品を活用しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ☆ 飲酒運転は「しない・させない」を徹底しましょう。



【学校等】

- ☆ 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。
- ☆ 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。
- ☆ 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。
- ☆ 後部座席含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用を自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。

【職場】

- ☆ 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
- ☆ 飲酒運転又は飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。

【地域】

- ☆ 地域ごとに「交通安全ヒヤリ地図」等を作成して地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。
- ☆ 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。
- ☆ 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。



【構成機関・団体】

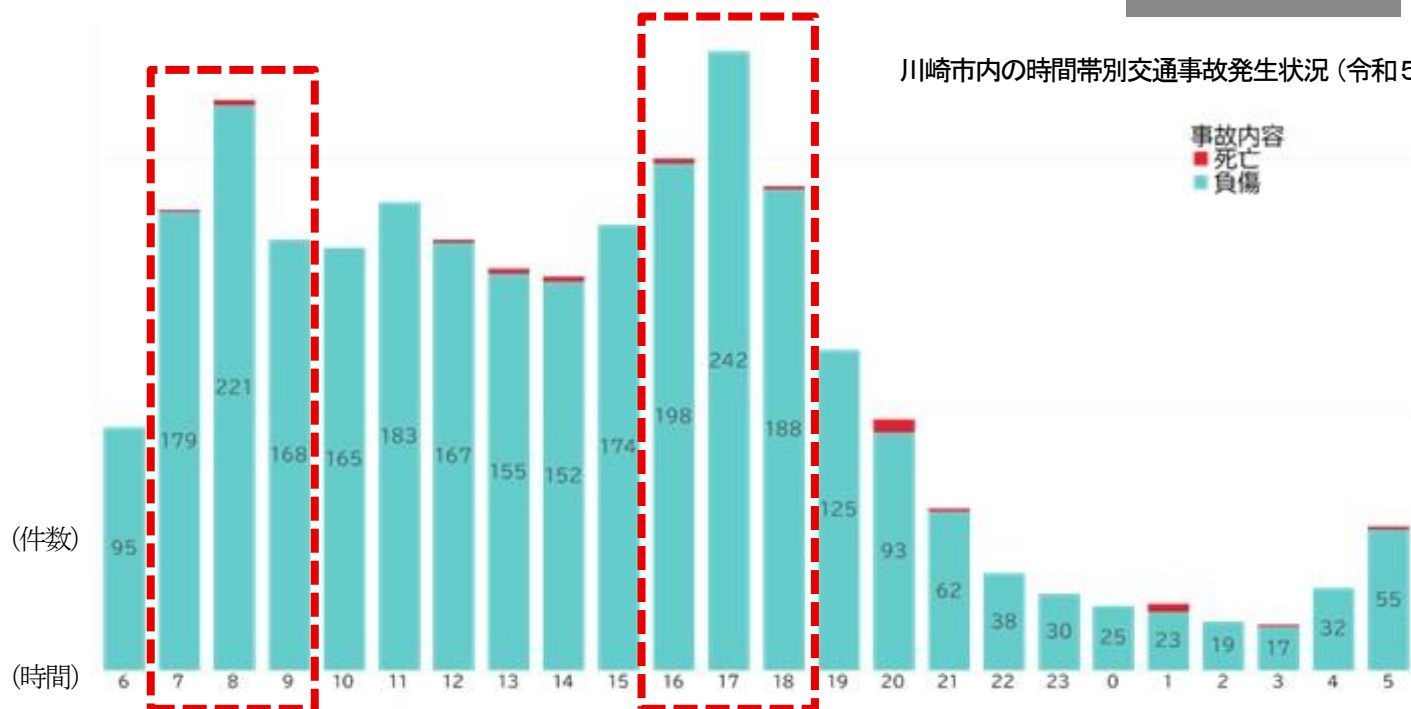
- ☆ SNS・デジタルサイネージ・テレビ・ラジオ・広報紙（誌）・機関紙（誌）等を利用して、広く運動の周知を図ります。
- ☆ 各種キャンペーン等を開催し、広報啓発活動を強力に推進します。
- ☆ 参加体験型の交通安全講習等を開催し、安全運転の励行を呼びかけます。
- ☆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守を強力に推進します。
- ☆ 運転免許自主返納制度やサポートカー限定条件付き免許の周知のため積極的に広報活動を行います。
- ☆ 交通安全シルバーリーダーの養成と組織化を推進します。

大人も安全意識を高く持ちましょう！

市内では、通勤・通学の時間帯（7～9時）と買い物や帰宅・下校の時間帯（16～18時）に交通事故が多く発生しています。このような時間帯は交通量が多くなりますので、特に注意が必要です。新入学児童が「ひとり歩きデビュー」するこの時期、大人が安全意識を高く持ち、子どもの模範となりましょう！



川崎市内の時間帯別交通事故発生状況（令和5年中）



神奈川歩行者安全五則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう。～

横断歩道外の横断や信号無視など、歩行者側の交通ルール無視による交通事故が多発しています。歩行者もルール・マナーを守り、安全確認を徹底しましょう。

1 横断する意思を明確にする！

横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る！

横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

3 歩きスマホはしない！

歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

4 危険な踏切横断はしない！

踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

5 反射材を身に着ける！

薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

川崎市交通安全対策協議会

（事務局）川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

電話：044-200-2266

E-mail：25tiiki@city.kawasaki.jp